

社会福祉法人龍和会  
理事長 衛藤 和郎 殿

監事 貞 閑 孝 也   
監事 長 尾 徹 

## 監 事 監 査 報 告 書

社会福祉法第40条及び関係法令並びに定款第11条の基づき、平成25年度「社会福祉法人龍和会」の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 法人及び事業  
社会福祉法人龍和会  
(1) 社会福祉事業区分  
寿志の里拠点区分  
ア 法人本部  
イ 介護老人福祉施設 寿志の里  
ウ 寿志の里 デイサービスセンター  
エ 地域密着型 介護老人福祉施設 寿志の里
2. 監査の対象  
理事の業務執行の状況及び法人の財産状況について
3. 監査対象年度  
自 平成25年 4月 1日  
至 平成26年 3月31日
4. 監査日時  
平成26年5月21日(水曜日) 12時30分～14時00分
5. 監査場所  
寿志の里 会議室
6. 監査時の立会人(法人役職員氏名)  
理事長 衛藤 和郎                      理事 衛藤 規久子
7. 監査の結果及び所見  
① 理事の業務執行状況は、社会福祉法等関連法令及び通知に基づき適正に執行されており不正な点は認められなかった。

- ② 事業報告書は、社会福祉法等関連する法令及び通知に従い、事業の執行を正しく示し、不正な点はないと認めます。
- ③ 財産目録は、社会福祉法等関連する法令及び通知に従い、財産の状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。
- ④ 貸借対照表は、社会福祉法等関連する法令及び通知に従い、資産と負債の状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。
- ⑤ 収支計算書は、社会福祉法等関連する法令及び通知に従い、収入と支出の状況を正しく示し、不正な点はないと認めます。

以上、平成25年度の社会福祉法人龍和会の理事の業務執行の状況及び財産の状況、各会計の決算状況について社会福祉法等関連法令及び通知に基づき監査を実施した結果、理事の業務執行状況及び財産の状況は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のとおり適正で不正な点はないと認めます。